

キャリア教育の背景・課題について

～情勢の確認と今後の方向性～

平田 治夫

I. はじめに

日本におけるキャリア教育は、米国の教育界の動きの影響がありますが、国・文部科学省（2001年まで文部省）に主導され、取組が進められてきています。したがって「キャリア発達」「キャリア開発」や「キャリアデザイン」など様々な研究がなされていますが、キャリア教育について、国・審議会等の動きをみていくことは、基本的な視点と考えられます。

施策等の動きを概観しその後、指導要領の改訂などを通し、キャリア教育の方向性や課題を探りたいと考えています。尚、本稿の内容は、研究論集第40号^(*)と関連しています。

II キャリア教育の背景への視点

1970年代からの米国における「キャリア教育」（主として用語の意味のとき「 」書き）に関連した動きが着目されますが、日本では明治以降の様々な経過、研究者による取組、日本職業指導学会（1953年創始され2005年に日本キャリア教育学会に改称）などによって「進路」に関係した様々な活動や研究がなされてきています。

しかし本稿では、キャリア教育の最近の動きをみる視点から、国の教育基本法の改正を起点に始まった教育振興基本計画の施策等から触れてみていくことが、講義で指導される側から見てもその背景について理解しやすいと考えまし

た。

平成28年度末（平成29年3月）に新しい小・中学校の学習指導要領^{(*)2}が文部科学省より公示されました。改訂された学習指導要領等の関連部分についても後半で、取り上げたいと考えています。

「キャリア教育」の用語が米国で使われた背景と我が国の背景には異なるものがあり、目指すものからみたときには（「一億総活躍教育」は将来的に8千万人などの減少時に不適でしょうが）、「生涯活躍教育」または「終生現役教育」、アクティヴライフなエデュケーション等が実態には近いのかもしれませんが。「キャリア教育」の使用が進められるには多くの経緯・経過が経っていますが、今後なんらかの検討が入る可能性も考えられます。

尚、「キャリア教育」の用語の視点については研究論集40号^(*)で触れました。主として米国に関連した内容は本稿の補遺1に記述しました。

III 教育基本法改正などに関連して

以下、キャリア教育に関連した内容について、前述の視点にそって触れていきます。

(1) 教育基本法の改正

我が国において、平成18年（2006年）12月に教育基本法が、全面改正されました。昭和22年に施行された教育基本法は、前文から始

まり11条構成でしたが、改正され前文と18条構成^(*3)となり、多くの新しい内容が加わりました。その改正された内容に新教育基本法の十七条があります。

(新設)「(教育振興基本計画) 第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない」(下線は筆者)があり、その後の第1期教育振興基本計画(平成20年)^(*4)の閣議決定へ繋がっていきます。

(2) 第1期教育振興基本計画^(*5)

この計画本体には、「基本的方向1 社会全体で教育の向上に取り組む」の中の「③人材育成に関する社会の要請に応(こた)える」^(*5-1)で「キャリア教育を推進するとともに、産業界と連携して、また、初等中等教育段階から高等教育段階に至る教育の連続性に配慮しつつ、職業教育を推進する。」やその具体的な内容として「【施策】◇地域の人材や民間の力も活用したキャリア教育・職業教育、ものづくりなど実践的教育の推進 子どもたちの勤労観や社会性を養い、将来の職業や生き方についての自覚に資するよう、経済団体、PTA、NPOなどの協力を得て、関係府省の連携により、キャリア教育を推進する。特に、中学校を中心とした職場体験活動や、普通科高等学校におけるキャリア教育を推進する。」^(*5-2)と記述されています。中・高等学校の多くの関係者が、キャリア教育・進路指導でインターンシップ等の取入れなどについて、工夫改善しながら取組を進めています。

また生涯学習社会はキャリア教育と密接に関係しますが、関連する内容として「④いつでもどこでも学べる環境をつくる」^(*5-3)の中で「改正教育基本法第3条(生涯学習の理念)の規定を踏まえ、だれもが生涯を通じて学び、自己の内面を磨くとともに、豊かな人生を送ることが

できるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができその成果を適切に生かすことのできる社会の構築を目指し、情報通信技術も活用しつつ、必要な環境を整備する。」などの記載がなされています。

(3) 第2期教育振興基本計画^(*6)

5年後(平成25年度)に、第2期教育振興基本計画(以下、第2期基本計画と記す)が出されました。第2期基本計画におけるキャリア教育の扱いは、その概容では、基本的方向性「社会を生き抜く力の養成」の基本施策例「社会的・職業的自立に向けた力の育成」^(*6-1)の中で、「体系的・系統的なキャリア教育の充実」「学生等への就職支援体制強化(就職・採用活動開始時期の変更等)」「社会人(キャリアアップを目指す社会人、出産等により離職したが再就職を希望する女性など)の学び直しの機会の充実」などがあげられています。ここで着目しておきたいことに、大学段階の「体系的・系統的なキャリア教育の充実」については、一定程度以上の質を確保し、総括的にまとめる時期とされていることがあります。

そして5年後の平成30年度、第3期基本計画が開始されます。影響や様々な動きについて引き続き注視していきたいと考えています。

(4) キャリア教育の手引き

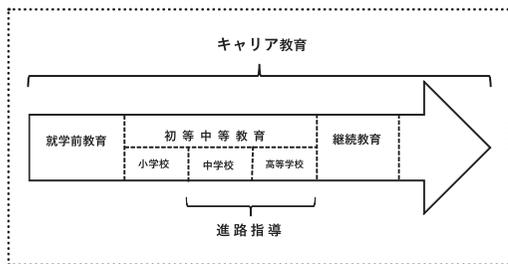
次に、中学・高等学校などにおける手引きについて触れます。

「キャリア教育の手引き」は、文部科学省から、小学校版(H23.5月・全191頁)、中学校版(H23.5月・全199頁)、高等学校版(H23.11月・全210頁)が刊行されています。キャリア教育については、学習指導要領において小学校の段階から説明されています(手引きの構成等の把握については、今後の課題とさせていただきます)。

先に触れた、第2期基本計画における成果目標や基本施策の体系イメージ^(*6-1)においては、

「【施策13】キャリア教育・職業教育，社会への接続支援，中核的専門人材・高度職業人の育成」を含め30ある施策の殆どについて，義務教育の前段階，就学前の時点から始まるかたちが示されています。

「キャリア教育の手引き」中学校版^(*7)，高等学校版^(*8)の中で【図1】の構成図が示されています。図の説明における本来のねらいは，進路指導とキャリア教育の関係を示すことですが，この構成図・【図1】では，小学校より早い段階の就学前教育からの取組みに加え，さらに高等教育（大学等）終了後の時期もキャリア教育に含めています。このことは生涯学習社会の考え方と整合します。



【図1】

「就学前教育」だけでなく，「継続教育・高等教育」のその後の右側に続く矢印「⇒」の持つ意味が，大学におけるキャリア教育を捉える際に重要な視点と考えます。【図1】が示す意味は，補遺1で触れたマーランドのすべての教育はキャリア教育であるべきという内容にも繋がりますが，この学び続けるという視点を，大学生などに生涯に渡り継続的に実践していくこととして身に付けさせること，その大切さをよく理解させることが，キャリア教育の責務にあると考えられるからです。

「人生はすべて勉強だ」等とよく言われますが，ここでは日常会話的な一般論としてではなく，より情報分析力，状況判断力，危機管理能力などを含め具体性のある内容でもって指導を考えなければいけません。

第2期基本計画で，我が国の将来的な危機に

対し「生涯学習社会」が提唱されていますが，キャリア教育との関係についてこの「生涯」が共通点にあると考えています。

ここで2点程，触れます。1点目は，「生涯学習社会」は，キャリア教育の「教育」という教える側からの視点より，個人の主体的・内面的な「学習」の表現になっていることです。つまり「生涯学習社会」と「キャリア教育」の視点の立ち位置に差があります。

2点目は，継続教育・高等教育のその後について，「自己教育力」^(*9)に着目することになると思われることです。生涯にわたり学習を行う為に必要な基本的な能力，自ら学ぶ意欲・態度等を，自ら育成していくこととなります。大学卒業後の時期にキャリア教育の”教育”の表現をどう理解して使うのかは，「自己教育力」^(*9)の「教育」の意味で解釈していくことが考えられます。

「自己教育力」については多様な研究が進められています。例えば『自己教育力には，「I. 成長・発展への志向」「II. 自己の対象化と統制」「III. 学習の技能と基盤」「IV. 自信・プライド・安定感」の4つ側面』^(*10)からの説明や，『自らの意志だけで学び続けるという，主体的に学ぶということは，非常に難しいことである。』^(*11)などと共に自己教育力や自己評価力への視点なども，様々な研究・議論がなされています。

いずれにしても，自己教育力の育成が求められていること，そしてそのことが生涯に渡り自らの「キャリア発達」につとめる姿勢に繋がるという点が，基本的な考え方となっています。

IV. 新学習指導要領等

平成28（2016）年度末（平成29年3月）に，幼・小・中学校の新しい教育要領・学習指導要領が公示されました。そこでキャリア教育に触れられた内容の一部等を抜粋します。※幼稚園教育要領には「キャリア教育」の用語は使われていません。

(1) 新幼稚園教育要領^(*12)

- ・「人との様々な関わり方に気づき、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ」(第1章 総則 :pp4-5)
 - ・「主体的・対話的で深い学びが実現するようにする」(第1章 第4 :p8)
- ※幼稚園・認定こども園・保育所等については、補遺2を参照下さい。

(2) 新小学校学習指導要領^(*13)

- ・「(3) 児童が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としてつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。」(第1章総則 第4 児童の発達の支援 1 児童の発達を支える指導の充実 :p10)
- ・「自己の役割を自覚して協働することの意義を理解し、社会の一員として役割を果たすために必要となることについて主体的に考えて行動すること。」(第6章特別活動 第2各活動・学校行事の目標及び内容 2内容 (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現 : p165)

(3) 新中学校学習指導要領^(*14)

- ・「(3) 生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としてつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。」(第1章 総則 第4 生徒の発達の支援 1 生徒の発達を支える指導の充実 : p9)
- ・「[勤労] 勤労の尊さや意義を理解し、将来の生き方について考えを深め、勤労を通じて社会に貢献すること。」(第3章 特別の教科道

徳 第2内容 C主として集団や社会との関わりに関すること : p140)

- ・「ア 社会生活、職業生活との接続を踏まえた主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用」(第5章 特別活動 第2各活動・学校行事の目標及び内容 2内容 (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現 : p149)

ここで、小・中学校ともに共通した内容として、「一人一人のキャリア形成と自己実現」があげられます。今後告示される高等学校版でも同様の視点が重要視され、さらにこの点は、大学以降等でも共通の視点になると思われます。※新高等学校新学習指導要領は平成29年度末までに示される予定です。従って本稿(平成29年7月現在・未公示)では、就学前から中学校段階までの紹介になりました。

(4) 改訂の影響

これら改訂後の新学習指導要領におけるキャリア教育の具体的な指導実践の動向は、大学等における指導にも影響を与えます。特に高等学校の改訂については、その点を意識する必要があります。

例えば大学では、中・高で指導されたような内容の単なる繰り返してではなく、小中高の各段階で学んできた内容を、より活かすような指導が望まれます。具体的には、例えば学生の職業の希望や自己の意識の変化を、小学校から高校まで振り返らせるシートを利用すること等です。それまで受けた指導も具体的に振り返らせ再度自己点検し、自己理解や自己分析につなげる時間を設けること。各自の考え方の癖や性格・適性等についても丁寧に遡れるようなシート等を用意し、付箋等を使ったKJ法や、作ったシートの整理やグループ協議などを通し、自己把握につなげること。そして、それらに基づき、将来の希望、予想や様々な場面を想定し、個人情報に配慮しながら、各自に発表させる指導などが考えられます。

従前から大学で行われている就職課またはキャリア課等による学内外での就職関連イベント、個別相談、リクルート関連の情報提供等に、キャリア教育をさらに深めそれらをより充実させるかたちで展開することが必要です。

職業・職務に向かう基本的な姿勢や考え方、自己の能力開発、生涯学習力を向上させることなどは、就活・採用試験と重なる時期には扱いにくく、大学の1・2年段階からのキャリア教育の設定が、今後より進むと思われる。

また、結果的に大学から広報される就職率の数値等（学生の正社員に内定した結果等）に留意した指導が行われることなどがあっても、「キャリア教育」の目指すものを忘れないことが大切です。すなわち『学生がみずからのキャリアをみずからの力で選択して築きあげていく「力」を身につけさせなければいけない』^{(*)15}という姿勢に立つことが基本になります。

(5) キャリア教育・進路指導の流れ

平成27年度の調査（文部科学省）では、中学からの高等学校への進学率は97%を超え、高等学校から大学・短大への進学率は54.6%でした。中学校と高校では卒業後の進学率も進路指導の内容も異なりますし、高校における進学と就職の比率は各学校・課程・コース等によって差があります。例えば高等学校普通科の進路指導は多くの場合、生徒・保護者の要望を背景に、大学の偏差値・レベル等をみながら進学に関係した出口指導が進められます。そのような中、中学・高校は教科指導があり、キャリア教育について時間の確保が出来ないと、文部科学省の「キャリア教育の手引き」の相応の利用も難しいと思われます。現状では、キャリア教育の扱いに関しては、地域性の考え方等を背景に、様々な工夫がされています。進学に偏った場合、キャリア教育で修正しより幅を広げるといった考え方もあります。

一方、大学生の指導については大半が就職指導と言えるでしょう。働き方改革、産業の盛衰

など社会は常に動いていますが、その中で同時に、学生生活から職業生活に移行するという場面に、常に大学は立会います。

職業指導の考え方・指導の取入れ方は個々の大学・学部学科、担当教授の考え方等で様々です。4年で就職するのでなければ、無職で卒業するか大学院へ進むなどの流れが考えられますが、そこでは、学生本人の自己責任の重さが増します。

将来的な視点に立った指導については、大学等の段階として、特に従来から行われている「就職指導」「職業教育」に加え、例えば「失業・転職時の対応力」「自己啓発・能力の開発力」「生涯学習力」「職業継続力」「少子高齢化等への対応力」などの向上を目指した指導に留意しながら、キャリア教育の全体構成を考えてみる必要があります。「結婚」「家庭」などについても、客観的な数値を適切に取り上げた講義等があってもよいかもしれません。教育全てに言えることですが、特にキャリア教育は、将来の人生設計の考え方にかかわってくる内容になります。

近年取り上げられている話題にニート・フリーターがありますが、国はその対策としてもキャリア教育の推進を進めています。その点は、就職率が高い現在の状況・厚生労働省の平成28年度大学等卒業者の就職状況調査（H29.4.1現在）によると大学生の就職内定率は97.6%と前年同期比0.3ポイント上昇し、平成9年3月卒の調査開始以降で過去最高と言われています。そのような中、フリーターなど転退職・離職後に問題となることがあります。キャリア教育の指導ではそのような点についても理解を深められると考えられます。

しかしその一方で、扱う内容の範囲が広いことがあるのかもしれませんが、キャリア教育を受ける側の大学生の実際の感想には、『授業として行うキャリア教育の効果は、現在のところ、大学生にはあまり実感されていない』^{(*)16}という状況も見られます。講義後のアンケート等による確認をしながら必要な調整等をしてい

く姿勢が大切です。

(6) 現状認識と予測

中央教育審議会に関連した話題の一つに「知識基盤社会」があります。

平成17年の答申で『21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」(knowledge-based society)の時代であると言われる。』さらに、『「知識基盤社会」の特質としては、例えば、1. 知識には国境がなく、グローバル化が一層進む、2. 知識は日進月歩であり、競争と技術革新が絶え間なく生まれる、3. 知識の進展は旧来のパラダイムの転換を伴うことが多く、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく判断が一層重要となる、4. 性別や年齢を問わず参画することが促進される、等を挙げることができる。』^(*17)とその特質について、説明されています。現状の認識として、知識には国境がなく社会の基盤となることの重要性が説明されており、この見方が基本になります。

次に将来予想に関してです。平成27年に教育課程企画特別部会が行った「論点整理」の「2030年の社会と子供たちの未来」^(*18)から、少し長くなりますが冒頭部分(補足資料の説明は省略)を以下に示します。

『2030年には、少子高齢化が更に進行し、65歳以上の割合は総人口の3割に達する一方、生産年齢人口は総人口の約58%にまで減少すると見込まれている。同年には、世界のGDPに占める日本の割合は、現在の5.8%から3.4%にまで低下するとの予測もあり、日本の国際的な存在感の低下も懸念されている。

また、グローバル化や情報化が進展する社会の中では、多様な主体が速いスピードで相互に影響し合い、一つの出来事が広範囲かつ複雑に伝播し、先を見通すことがますます難しくなっている。子供たちが将来就くことになる職業の在り方についても、技術革新等の影響によ

り大きく変化することになると予測されている。子供たちの65%は将来、今は存在していない職業に就く(キャシー・デビッドソン氏(ニューヨーク市立大学大学院センター教授))との予測や、今後10年～20年程度で、半数近くの仕事が自動化される可能性が高い(マイケル・オズボーン氏(オックスフォード大学准教授))などの予測がある。』と述べられています。

この予測が、キャリア教育が現在一層強く提唱される理由となっていると思われます。具体的な能力としては、長期記憶に繋がる言語活動能力の向上、コンピュータのハードとソフトの両面での様々な技術・プログラム開発力と理解力、そして日常会話レベルに留まらずより高度な職務をこなせる英語力などが課題に考えられるのではないのでしょうか。

2020年から2030年とそれ以降も含めた予想を視野に入れ、論点整理は述べられ、大きな技術革新・変革としてAI(Artificial Intelligence)や雇用に関連した内容が取り上げられています。ここで一つ大切なことは、これがSF(Science Fiction)等で私たちが感じた「それなりに遠い先の未来」「科学的な空想・架空の話」などではなく、いま現存する私たち自身が、「実際にまもなく直面するごく近い未来(近未来)」の予測であるということです。未来の予想で、説明の展開などで都合の「良いこと」や「悪いこと」のどちらかのみを極端に取り上げすぎることは注意すべき点です。時間の経過で評価や状況も変化し、常に両面または他の要素の可能性を含め、「冷静」に注意深くスピード感を持ちつつ考えていくことが必要です。

(7) キャリア教育の内容について

キャリア教育の内容のポイントについて、文部科学省初等中等教育局児童生徒課：平成23年10月「キャリア教育とは何か」を参考にみてみます。

勤労観・職業観についての「望ましさ」の要件として考慮し組立てることが考えられます。

－理解・認識面では－

- ①職業には貴賤がないこと
- ②職務遂行には規範の遵守や責任が伴うこと
- ③どのような職業であれ、職業には生計を維持するだけでなく、それを通して自己の能力・適性を発揮し、社会の一員としての役割を果たすという意義があること など

－情意・態度面では－

- ①人一人が自己及びその個性をかけがえのない価値あるものとする自覚
- ②自己と働くこと及びその関係についての総合的な検討を通じた、勤労・職業に対する自分なりの備え
- ③将来の夢や希望を目指して取り組もうとする意欲的な態度 など

キャリア教育に求められている内容は幅広く、様々な職種についての知識や考え方、生涯を通しての職務の内容とそれへの向き合い方や、様々な新たな知識・情報との向き合い方なども考えられます。大きな社会的・経済的な変革に直面した際の向き合い方と対処法やその基本となる考え方についてや危機管理面の扱いも考えられます。

大学では、学部等に関連した具体的な技術・資格や新たな情報取得のための知識を取り扱ったり、リラーニング力や課題選択力と学習継続力の育成、転職・起業・兼業・副業（または内職）、労働条件の知識、ワークシェアリング、ライフワークバランス、ハローワークの実際、また社会人として憲法に定められた「教育の義務、勤労の義務、納税の義務」の国民の三つの義務などの基礎的知識を再確認することの重要性も考えられます。

V まとめにかえて

天職・適職を見つけるという考え方がありません。注意しなければいけない点に、「どこかに自分にあう仕事があるはずだ」として理解を

終わらすのではなく、自分自身を見返し反省できること、改善に向けて困難を乗り越える為の努力を継続できることがあげられます。

かつて「自分探し」という言葉がさかんに使われましたが、繰り返しになりますが、どこか知らないところにある「都合のよい自分」を探すという捉え方ではなく、目指す自分の姿を考えること、反省し自分自身を鍛え創りあげていくことや、自ら能力を開発し向上をさせていくという捉え方・姿勢が重要です。

しかしブラックと言われる理不尽な労働環境で過労死等するようなことも困ります。基礎的な法例等の知識や外的な要素を客観的に冷静にみる力と共に、内的な要素となる自己省察・改善や向上に取り組む力の両面のバランス感覚を身につけていく必要があります。

今後出される高等学校学習指導要領改訂や第3期の基本計画の内容も踏まえ、より最新の情報、現実面に即したキャリア教育の在り方をさぐり、講義内容や学生の主体的活動力を伸ばす指導法等について検討し、より深めていくことが、喫緊の課題と思われれます。

補遺1:「キャリア教育」(Career Education)の提唱については、全米中等学校長協会の年次大会(1971年1月23日)において、当時米国連邦教育局長官であったシドニー・マーランド(Sydney.p.Marland.jr.)が、すべての教育はキャリア教育であるべきと話したこと等からとされています。それ以前に米国で使われていた「職業教育」(Vocational Educatio)の表現では、ある特定の職務の内容や実践等が意識されがちで、そうではなく生涯を通じて進歩向上しようとする人々の能力をどう高めるかという視点からの「キャリア発達」を意識した用語と考えられます。背景には、当時の米国における学校教育と職業教育の隔たり(知的教科と職業教

育の解離)、高校等における不本意入学者や中退者の数、学力の低下、就職者の早期離職職等があったと言われていいます。学校教育と職業教育の融合、職業体験の質、女性の労働、種々の格差等にも触れられる中、米国ではキャリア教育振興法が時限立法(1979～1984)で施行されました。米国で「キャリア教育」が使われ始めたことやその内容が、日本の用語利用の背景にありますし、文部科学省による定義等にも影響している訳です。米国の「キャリア教育」が無ければ日本で現在のように展開されることは難しかったと思われます。「校長協会」については「校長会」訳もあります。協会の呼称については、組織の理念や非営利性、法人・理事会組織の権限など、実質的な理解が必要と思われます。

参考資料：福地守作(1995)^(*19)、菊池一文(2013)^(*20)等。尚、補遺1で米国の1次資料は確認できていません。

補遺2：「保育要領」「保育所」「保育園」等

第2次大戦後の1948年(昭和23)に、小学校入学前児童を対象にした「保育要領」が学校教育法により作成されました。内容は、見学、リズム、休息、自由遊び、音楽、お話、絵画、製作、自然観察、ごっこ遊び、劇遊び、人形芝居、健康保育、年中行事とされ、子どもの興味・自発性が尊重されました。その後1956年(昭和31)に小学校教育との繋がりなどを背景に、「幼稚園教育要領」が作成されました。6領域が、健康、社会、自然、言語、音楽リズム、絵画製作とされ、全面改訂されました。

省庁再編2001年(平成13)がありましたが、所管は幼稚園は文部科学省、保育所(保育園)は厚生労働省、認定こども園は内閣府となっています。一方「保育所」には保育指針があり、その後「認定こども園」「保育所」等関連の動きが、複雑に推移します。認定こども園の制度は、平成18年から始まりました。中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会の下に

「認定こども園教育専門部会」が、社会保障審議会児童部会の下に「認定こども園保育専門委員会」がそれぞれ設置され、教育・保育要領の策定に関する検討が、平成25年6月から合同の検討会議により進められました。この検討会議で約7か月にわたる検討の結果、平成26年1月に「幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)の策定について(報告)」が取りまとめられ、内閣府・文部科学省・厚生労働省では、この報告を踏まえ、認定こども園法第10条第1項に基づき、平成26年4月30日に「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」(略称：教育・保育要領)が告示・公示されました。保育要領での5領域の内容は、健康、人間関係、環境、言葉、表現です。(解説は約290頁です)

平成28年度の幼稚園教育要領改訂は小・中学校の学習指導要領の改訂と併せ告示されています。尚、教育要領・保育要領には「キャリア教育」の用語の使用は見られません。

詳細については、国の「教育・保育要領」のHP等を参照下さい。

【引用・参考文献】

- (*1) 『「キャリア教育」の背景・経緯について～発達段階における指導の概観等～』(神奈川大学心理・教育研究論集第40号2016)
- (*2) 文部科学省：新学習指導要領
www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1383986.htm
- (*3) 「教育基本法について」文部科学省
http://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/houan/siryu/07051111/001.pdf
 「改正前後の教育基本法の比較」文部科学省
www.mext.go.jp/b_menu/kihon/about/06121913/002.pdf
- (*4) 「第1次教育振興基本計画(平成20年)」
http://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/

- detail/1336379.htm
- (* 5) 第1期教育振興基本計画※ (全44頁)
(-1 : :pp17 - 18) (-2:p18) (-3:pp18-19)
http://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/detail/_/_icsFiles/afieldfile/2013/05/16/1335023_002.pdf
- (* 6) 第2期教育振興基本計画※ (全84頁)
(-1 : p3)
http://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/detail/1336379.htm
- (* 7) キャリア教育の手引き・中学校版 p38
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/1306815.htm
- (* 8) キャリア教育の手引き・高等学校版 p44
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/1312816.htm
- (* 9) 昭和58 (1983) 年に中央教育審議会が出した「教育内容等小委員会審議経過報告」の中で「自己教育力」について触れられています。
www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpad198801/hpad198801_2_018.html
- (* 10) 梶田叡一：自己教育への教育，明治図書，p37, 1985.
- (* 11) 佐藤みつ子，森 千鶴，pp22 - 27 (1998)
<http://www.lib.yamanashi.ac.jp/igaku/mokuji/kiyou/kiyou15/image/kiyou15--022to027.pdf>
- (* 12) 新幼稚園教育要領 (H29.3)
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_/_icsFiles/afieldfile/2017/05/12/1384661_3_2.pdf
- (* 13) 新小学校学習指導要領 (H29.3)
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_/_icsFiles/afieldfile/2017/05/12/1384661_4_2.pdf
- (* 14) 新中学校学習指導要領 (H29.3)
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_/_icsFiles/afieldfile/2017/05/12/1384661_5_2.pdf
- (* 15) : 大学のキャリア支援－実践事例と省察－ p18 : 経営書院 上西充子
- (* 16) : キャリア教育論 p89 : 慶應義塾大学出版会 荒木淳子 他)
- (* 17) 「知識基盤社会」
平成17年1月28日の中央教育審議会答申の「我が国の高等教育の将来像」(第1章)から，
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1335581.htm
- (* 18) 「論点整理」(2015.8.26) 中教審部会
www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_/_icsFiles/.../1361110.pdf
- (* 19) 「キャリア教育の理論と実践」福地守作
1995 pp131-134, p165 玉川大学出版部
- (* 20) 「実践キャリア教育の教科書」：菊池一文編著 2013 学研教育出版 ※特支関係著書他に愛知県総合教育センター作成資料 等
- ※アドレス等：2017年7月1日現在